

横浜市北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業  
質問及び回答（モニタリング基本計画（案）他）

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
1	モニタリング基本計画（案）		8	3	1	(2)					書類による確認	年間管理運営業務実施計画書は、毎年度事業開始日の30日前までに提出することが規定されておりますが、市による汚泥処理計画はそれよりも前に提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	モニタリング基本計画（案）		9	2							具体的なモニタリングの手順	現在、改良土プラントの契約では日報について随時閲覧できるよう管理保管となっておりますが、同様の理解で良いでしょうか。	管理運営段階のモニタリングにおいて日報は、市へ提出いただくことを想定しています。
3	モニタリング基本計画（案）		10	3	3	(1)					減額対象及び是正レベルの認定	各是正レベルの事象例（一部）の記載がありますが、定性的な事象例が多く見受けられます。貴市が是正レベルを認定する際は「注意」や「是正勧告」の時点で明確な理由が示されるとの理解でよろしいでしょうか。 また、レベル1の事象例で「故障等による設備の短期間の停止」とありますが、機械設備であるため故障は免れません。ゆえに北部汚泥資源化センターの本事業以外の施設に影響を与えない範囲での設備停止は「注意」を行わない等、状況を勘案して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	「注意」や「是正勧告」をおこなう場合、理由をお示しします。 「故障等による設備の短期間の停止」については、故障原因、事業に与える影響、センターへ与える影響、復旧の見通しなどを勘案し、注意を行うか否か判断します。
4	モニタリング基本計画（案）		14	3	4	(2)					減額ポイントの支払額への反映	減額ポイントが積算される3ヶ月とは、四半期ごとの1日から31日（または30日）の3ヶ月間との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	モニタリング基本計画（案）		14	3	4	(2)					減額ポイントの支払額への反映	3ヶ月の減額ポイントがリセットされるのは四半期毎との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	モニタリング基本計画（案）		14	3	4	(2)					減額ポイントの支払額への反映	管理運営の対価の減額対象は、当該四半期の支払い対象額であるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
7	モニタリング 基本計画（案）		16	3	6						サービスの対価 の構成等	本事業は複数の事業が組み合わせられており、変動費単価は、汚泥の処理方式によって施設毎に異なることから、サービス購入料Bの構成については施設単位で設定が可能との理解で宜しいでしょうか。	管理運営の対価の変動費の単価については、施設単位で設定することは想定していません。
8	全般											随所に「確認」と「承諾」とありますが、使い分けの基準があるかご教示ください。民間のノウハウを活用するとの事業主旨に鑑みるに「承諾」を極力少なくすることで、民間の創意工夫を発揮することが可能となると思料します。	ご提案の方向で再考します。
9	全般											環境アセスメントに関する記載がありませんが、本事業の実施にあたり環境影響評価は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。